

午前１０時０１分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号により行います。

日程第１により、上程中の議第４７号別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定についてに対する条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

去る４月４日の本会議における条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与える件についての議決に基づき、条例制定請求代表者に対しその旨通知いたしましたが、条例制定請求代表者から議長に対し、意見陳述は行わない旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

これにて条例制定請求代表者の意見陳述を終結いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、これにて条例制定請求代表者の意見陳述を終結いたします。

次に、日程第２により、上程中の議第４７号に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○２番（嶋 幸一君） 私の質疑は、１０分ほどで終わりますので、しばらくの間おつき合いをいただきたいと思います。

この楠港の問題については、市長は議会の判断を尊重するということを言ってきたと思います。議会の判断は、御案内のとおり審議未了ということだったわけですが、その意味は、議会ではこの案件は議会において審議できる状況ではありません、こういうことだと思います。なぜ市長はこの議会の判断を尊重しないのか、私は理解ができないわけであります。そういう中で、市長は住民投票はお金がかかるということを再三言ってきましたが、住民投票実施にはどれほどのお金がかかるのか。また、そのかわりに市長選挙をやりたい、こういうことのように、市長選挙と市議会議員の補欠選挙には合計いかほどのお金がかかるのか、お答えをいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

費用は幾らかかるのかということですが、前回の統一地方選挙では５，０００万かかっております。今回、住民投票では公営選挙運動用のポスター掲示場、これがありませんので、約４，０００万程度が必要ではないかと考えております。

○２番（嶋 幸一君） 市長選挙と市議会議員の補欠選挙にかかる費用は幾らでしょうか。（発言する者あり）

○選挙管理委員会事務局長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

前回、１５年に統一地方選挙がありました。そのときに５，０００万程度の費用がかかっております。（発言する者あり）

○２番（嶋 幸一君） 私の聞いたところによりますと、市長は、住民投票を実施すればオンブズマンに指摘をされるというような発言をしていると聞きましたが、それは事実ですか。

○市長（浜田 博君） 私が、そういう発言をどこでしたかということですが、私が言った覚えは、こういう企業誘致がなじまないと一貫して私はお話をさせてもらいました。「品定め」という言葉も使わせていただきました。例えば、どこであろうとこの企業がいいですか、悪いですかを市民が判断をしたら、その企業のイメージ、さらにはこれから出てこようとする企業がどう判断するだろうか、こういう思いの中で、こういった形はふさわしくないということを一貫して言ってまいりました。そのことでむだな税金を使ったという

ことになれば、市民・住民訴訟なり、そういう「オンブズマン」という言葉は適当かどうかわかりませんが、おかしいのではないかということが指摘されるのではないかなという、私の考えは述べたつもりでございます。

○2番（嶋 幸一君） それなら、なぜ住民投票はだめで市長選挙ならよいのか、明確に答えていただきたいと思います。どちらが勝ちやすいかという理由以外で両者を比べる根拠は何でしょうか。（発言する者あり）

○市長（浜田 博君） 今、「どちらが勝ちやすいか」という、そういう質問ですか。私は、そういう判断ではしておりません。あくまでも、あえて好きこのんで、選挙を好んではおりません。私は、住民投票条例そのものがなじまないと一貫して皆さんにお話をしてきたように、このことは企業の選定は全国で例がないではないですかということは申し上げてきたつもりです。このことを何とか住民投票条例は阻止をしたい。阻止というか、否決をしていただきたいという思いの中で、このことが、今議会の流れは、審議未了の後はこの住民投票可決という状況になっておりましたから、これを否決するには、私が同じ直接請求者の思いは、住民の意思を反映しなさいということでございますから、その中身として、私が信を問うことによって住民の意思が十分反映できるのではないかと、こういう判断でございますから、勝つとか負けるとかそういうことではありません。企業誘致に対する私の思いがそういう形であらわれた、このように考えていただければいいと思います。

○2番（嶋 幸一君） 住民投票は、その性格上、一つの案件に対して丸・ペケを決めるものであります。市長選となれば、すべての政策課題において議論すべきだと思いますが、その点はどのようにお考えか。市長は、今回の選挙については楠港1点に争点を絞って戦いたい、こういうふうにおっしゃっていますが、その辺はどういうふうにお考えかお聞かせをいただきたい。

○市長（浜田 博君） 私が住民投票条例案の否決を願った中には、楠港を13年間放置したままで、またこれから考え直すということは、あと何年放置するのでしょうかと、この思いなのです。それよりも今、今しかないという思いがずうっと、もう「今しかない」が2年、3年かかっているわけですが、そういう中で何とか地域活性化のために、また観光再生のために企業誘致を成功させなくてはならないという思いの中で進めてきたことでございますから、このことを争点として私はしっかり戦いたい、こういう思いでございます。

○2番（嶋 幸一君） ほかの論点についても全く争点にしない、こういうことでしょうか。

○市長（浜田 博君） 私が争点で、3年前に立候補したときの公約、一生懸命実現するためにこの3年間、無我夢中で頑張ってまいりました。その途中でストップをかけられたわけですから、ストップがかかっているわけですから、私はまだこの問題は公約として、任期があと1年ありますから、この中で何とかしたいということで再出馬するわけですから、それを全然公約にしないということではない。私の原点は、まちづくりなのです。住んでよし、そして訪れてよしの、この別府地域再生のまちづくりを進めたい。その一環として企業誘致を私は選んでいるわけですから、これも埋め立ての目的に従って、行政の宿題として課せられたこれを実現していきたいという思いでやっているわけですから、このことで住民投票条例が出たわけですから、この住民投票条例については、同じ信を問うならこの楠港開発1本についてやりますが、ほかの問題は、これは公約として上げているのは、3年前に上げた問題もあわせて市民の皆さんが判断いただけるかな、これはあると思います。これを一切のけなさいという気持ちはございません。

○2番（嶋 幸一君） 市長は、3年前の選挙で市民の負託を受けたわけですから、4年間の任期を全うすべきだと思います。住民投票が嫌なら楠港の問題は、1年後に控えた次期市長選において公約の一つとして議論されるべきものではないかなと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○市長（浜田 博君） 私は、この楠港開発・企業誘致を争点にしたいというのは、ずっと前からお話をしてきたと思います。これは争点にすべき問題ではない。だからこそ私は、あと1年残された任期を待つて十分にやりたい。このことはそれを公約というよりも、すべての公約をかけてまちづくりの問題を含めて頑張りたいという気持ちをずっと持ち続けておりました。しかしながら、この時点で、私は、自分が信を問うてまで市民の皆さんに訴えることができなかった部分を、意思を通ずることができなかったこのことをやらなくてはいけない状況になったことは、非常に私自身が残念な気持ちでございます。しかし、本意ではありませんが、この住民投票条例を可決された場合、このことは私の信念そのものが非常に間違っているということになりますから、これは信を問うて住民投票は阻止をしたいという思いでこの状況に至ったということでございますから、あと残された1年は、何とか再出馬をして、また負託をいただければその信念は続けてまいりたい、こういう思いでございます。

○議長（永井 正君） 2番議員、議案質疑ですから、その範囲でお願いいたします。

○2番（嶋 幸一君） 争点にしたいと言いながら、結果的に市長選挙で争点になるわけですね。市長の発言は、その辺がつじつまが合わなくなるのですが、確認ですが、楠港1点に絞って選挙を戦う、こういうふうに理解していいのですね。

○市長（浜田 博君） 私自身が先ほどから何度も申し上げましたように、争点は楠港開発・企業誘致です。企業誘致がこのままでストップされていいのか、もうこのまま13年間放置されたものが、また考え直すというのは、あと10年、20年、いつまで考え直すのですかという、この争点1本に絞っております。ただ、争点というのは私はしたくなかったのですが、この争点にさせられたわけですよ。（発言する者あり）私が争点にしたい、こういう住民を二分するような争点を私がしたと皆さんは言いますが、これを一番私が嫌ってきたからこそ凍結をし、何とか話し合いをして解決をしたいという思いですずっときたわけですから、これができなかった。しかし、これをあえて争点にしてやるということは、すべてのことも含めて入っていますが、まちづくりが原点であるということから、これを1本に争点にして戦わざるを得ないという状況に今至っているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（永井 正君） 2番議員に注意いたします。議案質疑の範囲を越えないようにお願いいたします。

○2番（嶋 幸一君） 市長のお考えは理解はできませんが、よくわかりました。我々も、だれも市長さんにやめてほしいなどとは言ってないので、先ほどから申し上げているように、残りの任期1年を全力で努めてほしいと強く要望して、私の質疑を終わります。

○17番（高橋美智子君） 議案質疑をいたします。

議第47号別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定についてを、後藤ミツノさんを請求代表者として、勇気ある行動をとられた女性の方々の努力に敬意を表したいと思えます。しかし、この場で意見をお聞きできないことは、大変残念に思えます。

そこで、議案の質問がほとんど絞られた中で、この住民投票について市長の意見書について1点のみ質問をいたします。

本件の企業誘致のような経済問題は、住民投票によってその賛否を問うべき事柄ではないという考えを述べられ、新聞報道でも、以前から一企業誘致の住民投票はそぐわないとかなじまないとされていますが、どのようなことでそう考えておられるのか、聞かせてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

別府市の指針を大きく左右し、そして市民生活等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる事柄について、例えば市町村合併などの問題について住民投票の結果を考慮した上

で市政運営の方針を判断することもあり得る、これを明らかにさせていただいたものでございまして、今回の企業誘致の是非を問う住民投票は、今後別府市が企業誘致を行うに当たりまして、別府市に進出を希望する企業が進出をちゅうちょしたり、またその進出を差し控えるなどという事態を招きかねない等をかんがみまして、一企業の企業誘致の賛否を問う住民投票条例の制定の必要はないと判断したものであります。

したがって、御質問いただきましたような政策課題につきましては、執行機関と民意を代表する議決機関である議会とが、ともに別府市の将来を考え、団体意思の決定を行うべきものである、このように考えております。

○17番（高橋美智子君） 大体それで了解をしましたが、このことについて実際にきょうのあれは、住民投票条例についての質疑をしたいところでもありますけれども、先ほど言われたようにこの陳述者、それからまた委員会の質問ができませんので、このことについて後の討論で私の考えを述べさせていただきます。

○10番（平野文活君） まず、住民投票条例は議会の任務放棄だ、こういう議論がありますが、こういう御意見に対する市長の見解をお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（永井 正君） 質問の内容がよくわからないそうですので、もう一度。

○10番（平野文活君） 地方自治は、代議民主制が基本だということを意見書の中に述べられておりまして、住民投票にはそぐわないということを述べております。しかし、住民投票というのは有権者の権利として認められた直接請求の一つですね。こういう主権者の権利を行使するということについて否定されるのかどうか、そこのお聞きしたいと思います。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

市民の方々の権利であります直接請求の持つ意義を十分尊重すべきものと認識いたしております。また、直接請求に至った点については、真摯に、また大変重く受けとめております。

○10番（平野文活君） それでは、なぜ住民投票条例を否決してほしいという見解を持たれているのか、市長にお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほど来、私がお答えをいたしておりますが、重ねてのお答えになるかと思いますが、私は、代表民主制のもとでの議会の役割の重要性といった問題については、私自身も市議員や県議員の経験もありますから、皆さんと全く同じで、深く認識をいたしております。地方公共団体の団体意思の決定という重要な役割は、まずもって私は議会に諮って、議会が担っているということに私は思っておりますし、私のみならず議員各位の皆さんも同じ思いであると私は確信をいたしております。

そうであるからこそ、私は、今回の企業誘致について議会に諮ることにしたわけです。立地協定案は、先ほど来御指摘がありましたように、議会を私は重要視しているからこそ、議会の皆さん、代表民主制によって市民に選ばれた議会の皆さんにしっかりお諮りをしたいという思いを通してきたわけございまして、企業誘致については第1回市議会の定例会に立地協定書を議案として提案させていただいたということはおわかりをいただけたと思います。また、企業誘致という性質上、その是非は執行部と議会が真摯な議論を重ねた上で別府市の団体意思を決定すべきではないか、このことが私のかねてからの思いであるということ御理解をいただきたい。

○10番（平野文活君） 主権者は住民なのですね。市長の権限あるいは議会の権限、これは主権者たる市民の信託によるものですよね。したがって、市長の施策あるいは議会の決定、そういうものが住民の意思にそぐわないというふうに住民自身が判断をした場合に、主権者の権利として直接請求ということはあるわけです。そして、今回の直接請求は、まさ

にそういう思いで提起されたものと私は思います。したがって、そういう主権者が決定のプロセスに参加するということには、極めて積極的に意義があるというふうに考えるのですが、そのことはお認めになりますか。

○助役（大塚利男君） 住民投票条例の、住民投票についての是非についての御質問だと思いますが、この住民投票につきましては、市民参加という大きなメリットはございますが、住民投票のデメリットとして、非常にこれが住民へ十分な説明ができない、偏った住民が情報を得るといようなことが多々ありまして、住民投票になじむものとなじまないものがやはり区別されるのではないかと考えております。（発言する者あり）特に企業誘致などにつきましては、なかなか住民投票についての企業の情報、また私ども執行部の考え方が住民の皆さんに十分に伝わらないというような問題もございます。往々にしてわかりやすいのは、市の地方公共団体の存立にかかわるような状況、例えば先ほど申しましたような市町村合併等、そういった問題につきましては、十分市民の方にも情報が伝わり、行政としての説明責任も十分果たせるのではないかと考えておりますが、こういった企業誘致などの問題につきましては、そのような情報の提供、あるいはそういった手段が非常に難しゅうございますので、住民投票には私ども、このような案件はなじまないのではないかと、そのように判断しているところでございます。

○10番（平野文活君） 私が質問したことに答えていただきたい。住民投票、いわゆる直接請求という権利、これを行使するということは、主権者が決定のプロセスに参加する主権在民の原点にかかわる積極的な意味があるのではないかとというふうに私は思うと。それについて今の答弁は、住民投票そのものを否定しないまでも、何といたしますか、軽視する、積極的には認めない、こういう御意見ですか。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

私は、地方自治法、いわゆる直接請求者の権利といいますか、これをしっかり地方自治法を採用しているということは、しっかり私も尊重いたしております。だからこそ直接請求者の皆さんは、市を二分するとか、また議会と市長がこういう対立をしていることは本当に好ましくないかと、私は、純粋な思いで何とか市民の意思を反映するような場をつくっていただきたいということの、本当に純粋に別府を思う思いでやっていただいたということを議会でも言わせていただきましたけれども、本当に感謝をしております、そこまで別府のことを真剣に考えていただいている気持ちだと。しかし、その中身は私はそぐわないというふうに一貫して言ってきたこと、直接請求者を「するな」というのは、とめることもできませんし、本当に温かい気持ちで感謝をしなくてははいけません。尊重しています。

ただしその中身が、私自身が住民投票で信を問うたときに、住民を逆に、本当にみんなが喜んで関心を持っていただいて投票に行ってくださいかどうか。その心配も非常に出てまいりましたし、また拘束力のない民意を問うたときに、例えば全国でもありますが、5割にも満たない市民の民意がすべて民意だというふうに受け取れない部分もあるだろう、それが賛成であっても反対であっても、それをどう判断したらいいのかな。それよりも、すっきりと私が企業誘致そのものもいいか悪いか、そのことのわかりやすい中で市民の同じ意見を聞きたいという思いで、今回は住民投票を否決していただいて、尊重はしますが、その中身について否決をしていただいて、その気持ちを信を問うという中で住民直接請求された市民の皆さん、意思を反映してください、この企業誘致がいいのですか、悪いのですか、もうこれでやめた方がいいのですかという判断を、私の信を問うてお伺いしたいというのが、今回の選挙で信を問うという方向に至ったということでございますから、直接請求者、直接請求を地方自治法で認められたこのことを軽視しているわけでもございませぬし、尊重する中での判断であるというふうに受け取っていただきたい。

○10番（平野文活君） なかなか先走って答弁をされるのですけれども、かつての議会で

社民党所属の富田議員が、常設の住民投票条例を求めたいということを繰り返し質問をされました。また最近、岩国で住民投票が行われましたが、岩国市などではまさしく常設の住民投票条例がありまして、そして今回の住民投票は、市長みずからの発議で行われたと聞いております。そういうふうに――岩国の住民投票ですよ、（発言する者あり）ですから、岩国の住民投票は市長の発議で行われたということで、この住民投票なりというものを非常に重視している市長もおられる。それに比べて、「市民の目線」ということを言われてきた浜田市長のこの住民投票に対する態度、これは私は、「住民目線」とは矛盾するのではないかというふうに思います。

それで、次に移りますが、先ほど来、住民投票そのものについては否定はしない。しかし中身が問題だということで、この意見書の中にもこういう経済活動ですか、経済問題ですか、なじまないということを繰り返しおっしゃっておるわけですが、住民投票の対象というのはそういうふうに限定をされているのですか。どうですか。

○総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

住民投票の基本的な考え方でございますが、現行の地方制度におきましては、間接民主主義というのが基本でございます。直接民主主義である住民投票におきましては、これを補完するものというふうに位置づけをされております。

そういう中で、先ほども御答弁させていただいたと思いますけれども、投票の対象となる具体例もございます。先ほどから申しております市の存立の規定、基礎的条件にかかわる基本的な事項とか市の名称や市の合併等もろもろございます。そういうものが、今の住民投票の中で行われているのが現状でございます。

○10番（平野文活君） そういうふうに市町村合併とか、そういうことを市長も言われ、今部長も言われましたが、そういうことに限定されているのですかと。私は、限定されていない、経済問題についてはなじまないというのは、市長個人の見解ではないかと思いますが、いかがですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほどから、常設の住民投票条例を設置したところもあるというふうに御質問の中で出ましたが、確かに常設の住民投票条例の制定についても、私ども、当時質問などございましたので、これを調べた経緯もございます。全国的に常設の住民投票条例を設置したところは、大変少のうございます。これの大きな原因は、先ほど申しましたように、一つずつの案件について住民になかなか説明責任が果たせないというのが大きなデメリットになっております。反面、議会では執行部の考え、また議員さんが住民の皆さんの御意見をお聞きした上で代表でその質問ができ、十分な論議がなされて、最終的には議会で御審判いただくということになりますので、どうしても住民投票条例に、また常設のものに限定するものというのも非常に難しゅうございますが、やはり基本的な事項、市の存立にかかわること、全体的な皆さんにかかわること、そういった分になってこようかと思えます。したがって、ほとんどの政策的案件また経済問題等については、やはり議会の場で十分な御審議をいただいた方が十分な説明責任も果たせますし、また偏った情報だけによらないというようなことになろうかと思えますので、そういった点は御理解いただきたいと思います。

○10番（平野文活君） 有権者が求め、所定の手続きに沿って求めて、議会が承認すれば、どのような問題でも住民投票の対象となるのではないですか。そのところは認め……（発言する者あり）そういうことはお認めになりますか。

○助役（大塚利男君） 私どもは、この住民投票条例につきましても、法に沿った取り扱いを行っておるわけございまして、これは認めておりますので、有権者の法に沿った取り扱いが提出されておりますので、今議会に、臨時議会に御提案させていただいているところでございます。ただ、私どもの考え方を述べさせていただいたわけでございますので、この住

民投票条例の取り扱いについては十分尊重させていただいております。

○10番（平野文活君） であるならば、経済問題だからなじまない、否決してほしいと。なじまないというのは、これは市長の個人的な見解であって、法がそういうことを限定しているわけではないということは明らかではないですか。（発言する者あり）

○助役（大塚利男君） 法的にはそのとおりでございますが、市長の意見書をつけて出したわけでございます。これは市長の考え方ということで御理解をいただきたいと存じます。

○10番（平野文活君） そういうふうに主権者が積極的に政治に参加する一つの認められた権利であって、しかも住民投票の対象というのは限定はされていない。どんな問題でも手続きに従ってやればできるわけであります。そうであるならば、たとえ結果がどうなるかわかりませんが、可決をされ、住民投票がされた場合、その住民の投票によって示される住民の意思というものについて、私は、市長は従うべきではないかというふうに考えるのですが、あなたのこれは3月17日の記者会見で、新聞報道によりますと、「住民投票を尊重するが、私の専決処分で締結はできる。投票結果に従うとは今は言えない」、このような発言をしているというふうに報道されているのですが、この真意は何でしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

たしか、今、17日の記者会見ということで、私も今、ちょっと見ているのですが、「住民投票を尊重する」と言いました。しかし、「投票結果に従うとは今は言えない」ということは、真意というふうにとるかどうかわかりませんが、住民投票が可決の状況にいつていましたから、可決をされた場合は、議会を尊重するのは当たり前のことですから、そのときにはその住民投票に従うのですが、その住民投票が、先ほどもちょっと言ったように50%を超えるだろうか、本当に住民の全市民の意思が反映するだろうかという不安感もあります。その中で民意に従って1票でも2票でも賛成が多かったから強行するのだという思いにはなれないわけでございますので、そういうことも含めまして、拘束力のないそういう住民投票がそういう状況で結果的に出た場合は、私はそこでどうしますということは、今の時点では言えないという判断をしたように自分では記憶をしております。

○10番（平野文活君） それでは、現時点ではいかがでしょうか。こういう楠港跡地への株式会社イズミの誘致についての住民投票条例という案が出されていまして、それが可決をされ、住民投票が実施された場合に、やはり今答弁をされましたように、それに従うとは言えないという立場ですか。それとも住民投票の結果には従って運営するという立場ですか。改めてお聞きします。

○市長（浜田 博君） それは仮定のことから、17日と全く同じでございます。ということは、可決されるか否決されるかということは、議会の皆さんに慎重に御判断いただきたいということをお願いしているわけですから、その結果を待つて私は判断をしますし、また住民投票が終わったわけではありませんので、終わった後にどういった形で、それを参考にして私が対応していくわけですから、そのことも結果としてはそのときに対応を考えたいということは、今も同じでございます。

○10番（平野文活君） そこら辺が「住民の目線」、「市民の目線」というふうに標榜されてきた浜田市長の発言としては非常に理解ができない点なのですね。住民投票が可決され、行われて、その結果が出る。それに従うと言いきれない部分、今、どれぐらいの投票率かというようなお話がありましたが、例えば市長選挙であれば、投票率がいかに低かろうと1票でも多かった人が当選でしょう。住民投票もやはりそういう同じ趣旨で行われるわけですから、住民投票そのものについても積極的な価値を見出していない。あるいは住民の対象についても限定をする。しかも住民投票の結果が出てそれに従うとは今は言えないと明確な答弁ができない。私は、そこら辺に浜田市長の「住民の目線」というキャッチフレーズの危うさというのを、非常にこの3年来感じてきました。

最後にお伺いしますが、先ほどもちょっと答弁の中にもありましたが、3月議会で審議未了、廃案というふうになった背景には、住民投票の結果を見てからというような流れがあったのではないかと私は理解をしております。しかし、新聞報道を見る限りですが、市長が、市長の辞職というものを打ち出してから、その流れが若干変わってきました。住民投票条例に対する、議会では否決されるのではないかなという報道もされております。私は、一言で言ってこれはすりかえだというふうに思うのですけれども、辞職に踏み切った真意というのを再度お伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） これはもう何度も私は一貫してお答えをしていると思うのですが、それから「住民の目線」ということを批判をされています。私が「住民の目線」ということで、住民が主役の政治を掲げて今まで一貫してそれをやってきました。だから住民投票条例を最優先すべきだというあなたの指摘だろうと思いますが、私は住民の目線で大事にするからこそ代表民主制、住民の代表である議会を一番尊重し大事にしているという気持ちでいっぱいでございますから、その点は住民の目線が、住民投票の方が先だというお考えには、私は納得いきません。そういう意味で住民投票条例はもちろん住民の意思を反映するために代表民主制があるわけでございますので、その点は私はそのことを住民の目線であるからこそ議会を大事にし、そして直接請求者の方もしっかりと尊重していく。しかし、この企業誘致と私の意見書で申し上げましたように、この信の問い方よりも、同じ住民の意思を聞いたら、はっきりとこの企業誘致がいいか悪いか、白か黒か、これをはっきりと住民の皆さん、意思を反映してください。そうでないと、企業がいいか、また考え直しましょう、どっちがいいですかというわかりにくい住民投票は、市民にどう説明していきますか。このことを考えたときに私は、わかりやすくするためには、住民の皆さん、この私が今取り組んでいる企業誘致がいいか悪いか、このことの判断をぜひ、私は信を問いますから、ここで判断をいただきたいという思いでやったわけございまして、この住民の、市民の目線がそのことと、議会を軽視して住民投票、直接請求を優先すべきだという考えには、私は納得いかないということでございます。

○10番（平野文活君） 辞職に踏み切った真意をお伺いしたわけです。今、企業誘致がいいか悪いか信を問いたい。これがすっきりした形の、それが市長選挙だという意味に聞こえましたがそれでも、それはおかしいのではないですか。もう単一の政策ですよ、楠港跡地に株式会社イズミ誘致、これの是非かという極めて単純な選択を市民に求める、これが住民投票でしょう。今、すっきりした形で信を問うというのであれば、この住民投票が一番すっきりしていると私は思いますよ。それを、市長選挙となれば、その他人物がどうだとか政策がどうだとか、そういうその他のもろもろの多面的な評価基準というもので有権者は選択せざるを得ませんね。だから一番すっきりしているのは住民投票だというふうに思いますが、あなたがそれを避けて辞職ということに踏み切った、その真意をお伺いしたいわけです。

（答弁する者なし）

○10番（平野文活君） なぜ答弁ができないのですかね。住民投票の方が争点を、すっきりした選択を市民に迫るのであれば住民投票の方がベターではないか、一番すっきりしているのではないか。それをなぜ市長選挙にすりかえるのですかということを知っているわけですよ。

○市長（浜田 博君） 市長選挙に切りかえるというのを悪い方に切りかえるように言われています、私は好きこのんで市長選挙をやりたくないわけでございます。住民投票がこの企業の選定、選別するということを市民にさせるということを私自身がどうしても納得できないし、このことは私はやるべきではないという私の思いでございます。（発言する者あり）

○議長（永井 正君） 傍聴席は静かに。

○市長（浜田 博君） そういう思いの中ですっきりするということは、企業誘致をいいか

悪い、ここで信を問うというのですから、これほどわかりやすい、はっきりしたことはないではないですか。そういう思いで私は信を問うて、直接請求者の皆さんのお気持ちを、そういう形で民意を反映していただきたいということにしたわけでございます。だから、選挙をしてこっちの方が勝ちやすいとか――先ほど言ったように――負けやすいとか、そういった部分ではございませんので、ぜひそういう意味で、住民投票がすっきりするかもわかりませんが、あなたの言い分であるとすっきりするかもわかりませんが、では、これがいいか悪い、住民にこれまで一生懸命私が説明をし思いを伝えてきたにもかかわらず、反対運動を含めてこういう大きな問題になったこと、こういう状況であれば住民投票で皆さんがこれがいいか判断をするのに、本当にはっきりしているかどうか。投票に行ったら私は絶対賛成だ、私は絶対反対だという意思表示ができるか。私はできないと思います。大部分の皆さんがいろんな形で言っていますが、私に聞こえるのは、「なぜやらのですか」。この2年間、もう本当に、「自信持ってやりなさい。来て悪いということはないではないですか」という声の方が大きかったということで、私が凍結解除に踏み切ったわけでしょう。だから、これを住民投票の1カ月間で議員の皆さんが市民の目線で市民の声を聞けというのなら、そういう人たちに説得して、はっきりと賛成者の皆さん、反対者の皆さん、堂々と反対できますか、堂々と賛成できますかという思いで投票に行っていたらどうか、この辺が私は非常に不安でございます。そういうことを皆さんでさえ判断がしかねるという状況になったのを市民に求めているのですかという思いが――私はここまで言いたくなかったのですが――そういう思いの中で当然、代表民主制の中でやっていただきたいということを通したのもそこにあるわけでございますので、市民のそういう巻き込みたくないという思いの中に、巻き込むなら私の信を問うて、企業誘致がいいのか悪いのか、13年間放置したまままだこのまま放置しなさい、そして地域再生、観光再生は必ずこういうものができますというものを堂々と言っていたらの方があれば、論陣を張って選挙で戦いましょうというのが、私の今の真の気持ちでございます。

○議長（永井 正君） 10番議員、議案質疑ですから、よく御理解ください。（「逸脱しておるよ」と呼ぶ者あり）

○10番（平野文活君） 今問題になっているのは、楠港跡地に株式会社イズミを誘致することの是非であります。このことが今、市民の選択にゆだねられようとしている。それは住民投票が一番すっきりしている。市長選挙となれば、あなたが先ほど前の議員の答弁で言われたように、争点をここに絞って市長選挙をする、こういうことにならざるを得ない。しかし、本来なら市長選挙というのはそういうものではないのですよ。いろんな候補者の人柄や政策全般について市民が判断することであって、単一の争点に絞り込んで、その時々大きな争点というものはあるでしょう。しかし、本来の市長選挙のあり方は違う。市長選挙をそういうふうにゆがめてしまうのは、あなたの責任だと私は思います。私はそういう見解であります。この投票条例がどういう結果になるか、議会の判断を待ちたいというふうに思いますが、もしこれが否決され市長選挙ということになるのであれば、そういうやっぱり市政の混乱をもたらした浜田市長の政治手法、政治姿勢、そのものについて、私どもとしてはやっぱりきちっと批判をさせていただかなければならない。もうこういうふうな市政は終わりにしようではないかという呼びかけをしなければならんというふうに思っております。

浜田市長が登場された最初の議会で、私は、「別府市政は期待と失望を繰り返してきた」というふうに述べましたが、浜田市政も私どもから見れば大きな失望を与えております。私どもとして市長選挙に主体的にこれまで取り組んだことはありません。ありませんが、今回はそうした立場から全力で取り組むことを表明して、質問を終わります。

○24番（泉 武弘君） 住民投票条例案並びにそれに伴う市長の意見書について、質問をさせていただきます。

これに関連して、今、10番議員がいろいろ質疑をしましたけれども、ちょっと私の聞き間違えかもしれませんが、住民投票条例は物事に対する情報が正確に有権者の皆さんに伝わらない危険性がある、そういう危惧がある。だから市長選でこのことを争いたいというふうな御答弁があったように聞いていますが、それでいいのかどうか、それが第1点。

それから第2点目に、経済問題で住民投票をやることはなじまないのではないか、こういう言われ方をしていますけれども、大型店誘致というのは、いわゆる俎上に上がった問題なのです。住民の直接請求の願いというのは、この6,000坪の利用方法をめぐって住民投票をしてくださいということなのです。わかりますか。市有地の活用をめぐって住民投票をしたいということなのです。それでも、この住民の直接請求である投票というのがなじまないというふうにお考えですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

住民投票は、正確な情報が住民に伝わらない危険性があるのではないかと。確かに常設の住民投票条例の設置の御質問などございましたので、その中で御答弁をさせていただきましたが、その中の答弁では、そういったデメリットがある、十分な正確な情報が平等に伝わらない、そういった危険性があるということは確かにお話ししました。その反面、議会では、議会での十分な論議によりましてということで、住民投票条例になじむものとなじまないものがあるという中で答えさせていただきました。市長選で十分に伝わるというような回答は、私はいたしておりません。

○24番（泉 武弘君） 市長は、住民の皆さんに、自分は選挙をやりたくないけれども、この問題を市民に直接選挙で聞いてみたい、こう言われましたね。そのことは間違いありませんね。そこで、市長、あなたがもうすでに辞職願というのを出していますね。現下の別府市の行政の持つ問題点からいいますと、私はそんな2カ月間もかけて市長不在の選挙をしていいのだろうかという気がしてならないのですよ。あなたが代表取締役会長を務める扇山ゴルフ場、どうなっていますか。3月末までに、3億2,600万円を返さなければいけなかったのでしょうか。お金を、信頼して預けた273名の皆さん方に11億からの金を返さなければいけないときに、2カ月間も空白をつくって、この楠港に誘致する大型店だけの問題で市民の賛否を選挙であらわしてもらおうというようなことが許されるというふうに、市長はお考えですか。

○市長（浜田 博君） 御指摘いただいている扇山問題、大変心を痛めております。御指摘どおり、今一生懸命取り組んでおります。しかし、私がこういう状況に至ったのは、いろんな意味でこの問題になる前にこんなことは本当に空白のこの50日間をつくりたくないという思いはいっぱいでしたが、そのことに空白期間をつくらないように、できるだけそういう扇山問題、そのほかいろんな重要な問題については、なるべく滞りないようにしっかりと今指示をしているところでございますので、その点については精いっぱい努力を職務代行者以降しっかりと頑張っていただけと考えております。責任を放棄したわけではございません。

○24番（泉 武弘君） あなたが楠港に誘致する大型店問題を争点に上げて選挙をするというのは、私は市長選挙のあり方としてなじまないのではないかな、こういう気がするのですよ。例えば、今3年経過しようとしていますけれども、今の段階で市民の投票行為によって審判を受けなければいけないような問題なのかどうか、楠港問題が。私は、あなたとは見解を異にするわけです。住民投票条例、私は賛成なのですけれども、市民の民意が出てから、それを市長が判断をして次の手を打てば、私は十分できるのではないかと。あえて、今それをする必要があるのかな。しかも空白の2カ月間。まさに市民を二分して争うわけです。その片方の主役はあなたになる。場外車券にしても、別府市が7億6,000万円損害賠償を打たれたわけでしょう。この裁判はどうなるかわかりませんよ。こういう重要な行政課題が山

積している中で、あえてこの問題だけを争点にするというのは、私は常軌を逸しているのではないか、大変残念ながらそう言わざるを得ません。

さて、この意見書の中にこのような文言がありますね。「企業誘致を契機として往時のにぎわいを取り戻すことによって中心市街地の活性化を図り、ひいては別府市の地域再生を図る」、こういうふうにあなたは意見書の中で述べておられます。

さきの議会の議案質疑で直接市長にお尋ねしたかったのですけれども、あなたが体調を崩して入院されましたので、直接お尋ねする機会がありませんでしたが、きょうは大変うれしいことにあなたがそこにおられますから、今言われた「往時のにぎわいを取り戻して中心市街地の活性化を図る」ということについて具体的に教えていただきたいわけですが、第1点目に、株式会社イズミを楠港埋立地に誘致して活性化できるという根拠を市長の口から述べてください。あなたが自分の職を辞してまで大型店を誘致したい、その決意があるわけですから、あなたの口から私ども議員にわかるように具体的に根拠を示して説明してください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

私は、これまでに一切これを述べてないなら、今から全部述べます。しかし、本会議場でこの2年にわたって企業誘致をする意思から始まりまして、なぜ13年間放置されたまま、このままではいけないよということで企業誘致、全国に公募してきた。ここからずっと私は活性化につながる、観光再生に必ずつながっていく。人のにぎわいを交流拠点施設をつくることによって、ここに必ず別府市に人が集まってくれる。そういう方々が魅力あるまちづくりを進めたときに、そこにも行ってみようか、あそこにも行ってみようか、こういうふうになってくるのではないか。このまま放置されてきて活性化しなかった原因はどこにあるのか、そのことを考えたときに何とか交流拠点施設をつくりたい。これは埋め立ての目的に従って必ずやっていきたいという思いに駆られたことも事実でございます。それ以降、いろんな調査をしながら、このまま放置をしていたのでは商店街のシャッターをあける努力を、空き店舗対策事業も、国や県の事業で何度もやってきた。しかし、結局は人は通らない、人が集まらない。こういう状況ではなかなかできないという判断の中で交流拠点施設の誘致は、必ず活性化につないでいかななくてはいけないという思いでこれを進めてきたということでございますから、あと詳しい根拠とか理屈とか、いろんな問題については何度も何度も今度は議論してきたわけでございますから、私はその思い1点に絞ってここまでこの道を進んできたということだけは御理解をいただきたい。

○24番（泉 武弘君） 市長、何か考え違いをされているのではないのでしょうか。あなたが「今しかない」、この大型店誘致で中心市街地の活性化を図りたい。「思い」、「願い」とかいうのは十分聞いたのです。では具体的にどうすればそれが具現化できるかということは、ただの一度も聞いたことがない。

それでは市長、あなたがそこまで株式会社イズミを誘致して中心市街地の活性化ができるというのであれば、覚えておられるでしょう、北小学校移転、それで観光会館を取り壊してまで事業を行った北浜開発、別府市がコスモピアを80億円かけて損失補償した。このときには駅前に近鉄、流川にマルショク、そして北浜開発の中心拠点を今のトキハ・コスモピアでつくろうとした。そのときの議事録、協屋市長さん時代の私は何回も読み直してみました。今、市長が言われることと同じことを言っている。回遊性が生まれる。これで駅前の近鉄とトキハ・コスモピアと流川のマルショクとのトライアングルの中で回遊性が生まれるから中心市街地は活性化できると、こう言った。あなたは覚えているでしょう、同じ議員で54年からですから。どうしてできなかったのでしょうか。あなたはこの問題についてどのような検証をして、今度の提案に生かしたのか。どのような検証をしましたか、御答弁ください。

○商工課長（古庄 剛君） 私の方から、お答えさせていただきます。

トキハ別府店を誘致したときは、たしか63年だったと思いますが、この直後にたしか日本経済、バブル崩壊というような事態があった。こういう時代背景が今回との違いもあるかと思います。

それともう1点、今回のイズミの企業誘致につきましては、かなりの地域貢献策というようなことが盛り込まれている。具体的にはイベント広場の設置とかワンコインバスの運行、それから地元商店街の利用者への駐車場無料開放とか、それから共通お買い物券とか地域通貨の共同利用というようなこういう地域貢献策が盛り込まれております。（「議案質疑ではないぞ」と呼ぶ者あり）違いということでございましたですね。それと、2期計画における若者から要望の多いシネコンの設置とか、それから足湯、美術館、こういうものの建設計画も含まれております。こういう観光的な要素も含まれておりますので、若干違いがあるのではないかと考えております。

○24番（泉 武弘君） 市街地の活性化を図る、このように言っていますから、当然この大型店誘致で日の当たる部分と日の当たらない部分というのがあるわけですね。ワンコインバスが与えるタクシー、バスへの影響、これはどのように試算しているのか。

それからもう1点。1,100名の雇用を創出するということです。これは別府市内で売り上げを今あるパイの中でイズミが売り上げを伸ばすことによって、既存店舗の従業員というのは解雇になることは、これはもう当然なのですね。これはどなたが答弁するのか知らないけれども、課長、あなたが答弁されたから、こっち見ておいてください。いいですか。片方で消費力が伸びてない段階で、片方で雇用をすれば、今小売店に従事している皆さん方は解雇につながるわけです。そういうことが当然あるわけでしょう。そうなってきたときに、1,100名の雇用とリストラに遭う人との対比はどのような試算をしているのか。

それからワンコインバス、それから、今、足湯とかいろいろ言われましたけれども、こういうものは1番議員が議論をしましたけれども、今から先の課題ではないのですか。それは、もうすでに今回の計画そのものに組み込まれているわけですか。今から協議をするということではないのですか。これが第1点。

それから2点目に、市長は、この意見書で「中心市街地の活性化ができる」、こう言っていますが、流川……（発言する者あり）一般質問、意見書が出ているでしょう。あなた、読んだの。流川マルショク、それから浜脇マルショク、トキハへの具体的な影響はどうか。あなた方が言われるように、イズミ誘致で活性化がその地域だけできたとしたときに、他に与える影響はどのように試算しているのか、具体的に答弁してください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

ワンコインバスの件につきましては、これはちょっとさきの3月議会の一般質問でも出たかと思いますが、今、イズミとバス会社の方で協議中でございます。「締結後に」というような答弁をさせていただいたと記憶いたしております。

それから、雇用の問題でございますが、これにつきましては、別府のハローワークの調査によりますと、今回、イズミが雇用しようとしているような販売職、こういうものにつきましては、求職を求める人の方が多いような事例が出て、大体0.76というような、これは1になったときにちょうど求職者と求人者の割合が合うわけですが、まだ0.76というような割合で職を求める人の方が多いような状況でございます。

○24番（泉 武弘君） 市長、あなたがこの意見書で言っている、「中心市街地の活性化を図る」、こう言っていますよね、意見書で述べています。今度のイズミ誘致、イズミ進出の場所は6,000坪の市有地ですね。国道10号に遮られた、国道10号から海側にあるから間違いないのですかね、国道10号から海側にある。北浜を核として駅前の近鉄、流川マルショクという平面的に動きが可能な地域とは違って、国道10号に遮られた地域に大型

店が進出する。これであの中心市街地が活性化できるというのを、すみません、根拠を教えてください。わからないのです。あなたは、歩道を2億5,000万でつくるからとか言いますけれども、私……（発言する者あり）あなたは何を言っているの。（発言する者あり）ちょっとすみません、議長。今の不穏当発言、注意してください。（発言する者あり）

○議長（永井 正君） どうぞ、質問を続けてください。

○24番（泉 武弘君） 国実議員、あなたにはっきり申し上げておきますけれども、議員の質問にあなたがしたければ、あなたが発議をしてください、質問できるわけですから。（発言する者あり）あなたが、今、活性化できるということを、それを具体的に示してくれませんか。

○観光経済部長（阿南俊晴君） お答えいたします。

北浜開発の検証という、先ほど議員さんの方からも御質問をいただきました。先ほど課長の方からも、お答えをさせていただきました。トキハにつきましては、昭和63年に開店をし、現在17年間が経過をいたしております。また近鉄につきましては、平成6年、別府市から撤退という形で12年間を経過。この間の社会情勢の中でやはりバブル崩壊、それから社会情勢の今日までの形態が変化してきているという部分がございます。今回、楠港埋立地への誘致につきましては、現状におきまして、先ほど申し上げました回遊性の問題、駅前通り、北浜それから流川、こういう部分を将来的に、これは15年、20年先はどうかと言われても、現在の状況でしか推測ができません。このような中で行政としてこれが今最善の策という形でとらえたところで御提案をさせていただいたという部分でございます。

○市長（浜田 博君） 議員の質問に、お答えになるかどうかわかりませんが、お答えします。

あなたとは同期で、先ほど北浜開発の問題を出されました。まさにあの当時からあなたは大変勉強家で、私も尊敬いたしております。大変な議論を戦わせました。同じ意見もありましたし、相反する意見が大部分だったかなと今は思っておりますが、その中で公設市場の問題とか北浜へのトキハ進出の問題とかいろんな問題がありました。しかし、今回、この企業誘致にかかわって、なぜ私はあなたが反対をし、このまま放置をして商店街をどういう形で助けようとしているのかな、中心市街地活性化を逆に私が質問できるのだったら質問したいのですが、この楠港を当たらずに反対をしていらっしゃるから、そして商店街活性化なり観光再生をどうしようとしているのかという絵を私は見せていただきたいというか、そういう提案・提言をいただきたいと思っているわけですが、残念ながらそのことよりも、これが悪い悪い、やめよやめよという大号令でばかりでございますので。ただそこが私は今の言質で、前のことはもう言いませんが、今この時点では、必ず私とあなたの意見は完全に食い違っているということは、はっきりと確認ができます。

ただし、私が今質問にお答えをしたいのは、中心市街地の現状を見たとき、この現状を見たときに地元の商業者の方々が非常に危機感を持っているというのは、あなたも私もここは把握は一緒だろうと思います。本当に危機感を持っていますよね。シャッターが閉まってしまって、かつてのにぎわいがなくなった、どうしてくれるのだと。これは行政に責任もあるかもわかりませんし、また商店街なりそれを取り巻くいろんな状況があるかもわかりませんが、これを打開するために別府市としてどうすればよいか。ここの原点から私は地元の要望を受けて、空き店舗対策事業にも県会議員時代に本当に真剣に取り組みました。

そういった中で結局は、これも活性化対策に取り組んできましたが、抜本的な改善には至らなかったという経緯があるわけございまして、今、別府市としては今回の、私が市長の立場に立ってから、この中心商店街の活性化なり観光再生、地域再生、ここまで別府が衰退しているのを何とかしたいという思いで、別府を変えたいという思いで私は市長にならせていただいたと思っていますから、そういう思いの中でこの核となる店舗を誘致していかなく

てはいけないな、そういう思いに今はなっているところでございまして、商業施設ということで公募したわけではございませんから、その問題は別にしても核となる店舗を誘致するということが今はなっているわけでございます。その中で市外に流出していた地元消費者、観光客も含めてもう一度呼び戻したいという思いの中で昔のにぎわいを取り戻したい。そういう意味からいろんな祭りやイベントを見直して、別府がこんなことをやっていますよ、来てください、別府はいいところですよ、住みよいまちですよ、来ていい町なら、また行ってみたいな、こういうまちづくりを進めたいというのが私の基本でございまして、その中でこの誘致企業の駐車場の共同利用の問題も含めまして、商店街に何とかならないかという問題をずうっとイズミに、株式会社イズミに決まった時点から、選定された後から精いっぱい市民の要望をぶつけてきたところでございまして、中心市街地の共存共栄を図りながら中心市街地の活性化に取り組みたいというのが私の真意でございます。

またさらに、この企業誘致によって、前の北浜開発と違うのは、一番財政が今厳しい状況の中にありますが、得られる新たな収入、賃貸収入と固定資産税等々でこのまちづくりや商店街の活性化策の一助に使えるのではないかと、それだけではありませんが、あと観光再生、地域再生全体の別府の方に予算が少しでもあるのではないかと、こういう思いを持っておりまして、また雇用の問題も言われましたが、地元雇用を優先していただく問題、さらには地元企業をしっかりと活用してもらう問題、そして地産地消及び地元産品のチェーン店を持っているわけですから、そういったところから全国展開によって経済波及効果も必ず出るだろう。そういういろんな思いの中でこの企業誘致、大型店がベストではないがベターになったということで、これも私は商業施設ゆめタウンにならないように、できれば単なるスーパーではないよ、ショッピングセンターではないよ、観光の立市だから、観光の要素を十分踏まえていただきたいという意味で、イベント広場をつくっていただこうとか、また遊びの空間をたくさんつくってくださいとか、海が見えるようにしてほしいとか、またヨットハーバーが整備される。ヨットを見ながら向こうでアウトレットモール、若者がお茶を飲みながら心がいやされて、帰りに買い物をして帰るようなそういう観光の拠点、またこれからIT戦略も含めまして、別府のドラマーシャル、アジアに向けての観光のネットワークの中心がその店舗の中に入りたいな、こういう思いも持っておりまして、観光の中心が、核がここになるよ、単なるショッピングセンターではないな、こういう思いを一生懸命今お願いをしながら、観光の拠点、観光ゾーンとしての位置づけも大きくそこに反映していきたいという思いの中で、この企業誘致を成功させたい、こういう思いで今頑張っているところでございますから、あなたが否定をされる、なぜ否定をされるのか、そして、ではそれにかわる活性策はどうあるのか、このことをしっかりと提言をいただきたい、このことをお願いいたしたいと思います。

○24番(泉 武弘君) あなたが今御答弁された中で、やっぱり議決すべきでなかったな、そういう漠然たるもので議会は議決してはいけない、こう僕は思っています。本当に審議未了になったからよかったなという、私は気がしています。

それから、市長、誤解がないようにと言っていますが、あの6,000坪をあのままでいいなんて、だれも言ってない。今の市民の皆さんは、あの利用については我々も参加させてほしい、こういう運動をしているのですね。

私もけさ、別府市の条例をずっと読みました。その頭の部分に、別府市の都市像というのが出ています。その中に「商業」という部分がありまして、別府市の商業をどうするのか。まず経営改善をしなければいけない、それから専門店化しなければいけない。これが二つの大きな柱になっていました。別府市は観光温泉文化都市ですから、それに沿った市有地の活用というのが私は是であるなど。

それから市長、私はどうしてもあなたが言っているのが理解できないのが、前市長の井上さんの時代に5件申し込みがあったのですよね、この楠港の進出の。たしか3件がホテルでし

た。一つは土地売却で、一つは株式会社イズミだったのですね、井上さんの話によるとですよ。それで井上前市長は、そういう量販店は別府市の市民の合意が得られないし、別府市にふさわしくないからということで、当時の安倍一郎助役を通じてお断りした経過がある、このように本人が明確に言っていました。それなのに、行政は継続性ということがよく言われますけれども、ならば、イズミを過去に行政がお断りしたという経過があれば、それは今回選定ができない理由とも実は考えられる。やはり、そういうこともよくあなた自身が判断をしなかったという問題も、実はあるのですね。

それから、別に挑発に乗ったわけではありませんけれども、行政が旗を振って行政計画を進めたのが、あなたがくしくも触れられた公設卸売市場ですね。この問題、あなたは賛成、僕は反対。「経済は自由原則に任すべきだ、行政が関与すべきではない」と僕が主張しましたね。仮処分を求めました。今はどうなっていますか。一番最盛時の売り上げの半額に落ちている。当時言ったでしょう。「東京都の生活局の調査をしたら、冷凍食品、市場外流通食品、こういうものに比率が高まっていくから、市場の持つ機能そのものが落ちてくる。だから行政がこれに手を出してはいけない」と言いました。私らが主張したとおりにになりました。行政が主導して大型店誘致をするというような経済活動まで行政が介入するときには、そこに絶対的に必要な条件というのがなければいけません。残念ながら、今の別府市の小売業販売額は、過去3年間で108億減少しています。今、市有地の中に大型店を誘致する必要は見当たりません。そしてまた、そのことを論点にして、争点にして市長選をやる余裕もありません。このことだけ申し上げて、終わります。

○12番（池田康雄君） 市長の意見書を中心に質疑をしていきたいと思いますが、市長さん、この意見書を何度か読み返してみました。どなたと一緒におつくりになったのかわかりませんが、できがよくないですね。（笑声）やっぱりね、私としてはかくかく考える。そして、それはなぜなのかという部分というのをほとんど出さずにこの意見を述べておるから、どうしても説得力が出てこんのですね。

幾つか、市長さんもお変わりになったのか、質疑をしながらお話ししてみたいのですが、まず、先ほど来何度も文言としては出ておりますが、本件の企業誘致のような経済問題は、住民投票によってその賛否を問うべき事柄ではない。こういうふうにして、なぜなじまないのかという理由を述べずに、一刀両断でこのように切り捨てておりますが、こういう今回の楠港にかかわる企業誘致の住民投票請求の本来的眼目はどこにあるのかということは、このように歪めて解釈すべきことではないことは明らかですよ。

まず、国が170億近くかけて海岸整備をしていく。県が国体に備えてヨットハーバーを整備していく。そして、その国体準備のために北浜公園を更地にしてしまう。そして、国体が終われば再び北浜公園を再生させる。そういう一連の流れの中で、楠港というものを考えていくという視点はないのか。つまり、そういう新しい別府の海岸線の中にあって楠港というのはどうあるべきかという別府の景観の問題であったり、はた中心市街地に残された唯一の広大な市有地が、今後の国際観光温泉文化都市別府としてどのように有効に活用されることが、別府のまちづくりとして有益になるのかというような視点こそが、この楠港の住民投票で市民に判断をさせていただきたいと願う、そしてその正当な手続きを踏んでそれなりのプロセスを踏みながら、何とか自分たちにもそういう市政へのかかわりを持たせてほしいというふうに願っておる声を、「なじまない」という一言でその住民の声を切り捨てる。そして言葉づらでは「大変感謝をしている」、あるいは「尊重する」というような論理で、いわゆる市民の声を封殺するという行為は、少なくとも「市民の目線」を標榜し、わかりやすい政治を推進しようとしている浜田博市長のなすべきこととは到底思えない、このように思うわけですが、その点についてはいかがですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この楠港の開発につきましては、これまでも議会である御説明をいたしたところでございます。埋め立ての経緯等につきましては、議会の承認をいただき、私ども、これについてこの企業誘致というのも過ぐる議会でも明らかにしてきたところでございます。行政としてこういった手続きを踏んで、また公募に当たっても全国に公募し、そして選定委員会を設置いたしまして、行政だけでなく民間の他分野の方も入っていただきまして、その選定委員会の中で今回決定して選定をいただいたところを答申いただき、これに基づいて行政としては行政の手続きに沿った、ルールに従った行いを行ってきておりますので、これを「考える会」の要望によります選定前、公募前の状況に戻すというようなことはできないという判断で今回取り組んでおりますので、御理解のほどをお願いしたいと思っております。

○12番（池田康雄君） 助役さんと私とは、議員になっての関係ですから、そして私はあなたを研究したこともないし、さほど人間関係もないわけですから、私が今言いたいのは、私の知っている市長浜田博が、この問題を私が考えている切り口に対してどう考えますかということをお願いしておるわけですから。

○市長（浜田 博君） 国語のプロの先生から意見書が全く違うと言われますと、「そうなのかな」とうなずくようにならなくてはいけないのですが、私は、池田先生の論理に反対するものではないのです。住民の目線で私が進めていることが、あなたが考えている方向性が変わったというふうに認識されているように、私自身は一貫して住民の視線でこの公約を考え、そしてこの現状に至っているということは全く変わってないわけです。それは、もう長くなりますから、あなたも本当に私の公約を一生懸命一緒に考えていただいた一人でございますし、私は楠港をどのような立場で取り組んだというのは、一番あなたが知っていると思います。私が楠港だけ独自に急に思いつきでやったとは思ってないと思います。私は、観光開発、地域再生のためにこの楠港誘致を考えざるを得なかったこの状況下に置かれたというのは、あなたは理解していると思いますから、私はこれ以上弁解はいたしません、本当は楠港に企業が来るとは思ってなかった。そのために野外イベント広場として何としてもあの荒れ地を整理をしたいなという思いをあなたと相談したことを私は記憶しておりますので、その辺はあなたも御理解をいただいている。しかし、就任して早々企業が、土地が下がっているこの時期に幸か不幸かどんどん来たものですから、全国に公募をしていったという状況をぜひ御理解いただきたい。

○12番（池田康雄君） 市長、私が残念に思うのは、こういう市民の住民投票という、なかなか住民がここまで声を出しながら、この問題をともに考えたいという動きが出てくるといのは、そうしょっちゅう起こることではないのですよね。そういう、まさに市民が動き出したその芽を、企業誘致のような経済問題は住民投票によってなじまんのだ、賛否を問うべき中身とは考えんのだというような意見を添えるあなたに、いわゆる残念な思いをするわけですよ。そこをもう少し一歩冷静に、そしていつものように謙虚に、市民の方々の本当の思いはどこにあるのか。なるほど新しい海岸線ができる、なるほど10年間も放置された楠港ではあるけれども、それをいかに活用することが望ましいのか。いわゆるほかのスーパーとは違うのだと言いながらも、やはりスーパーが来るということに対してどう考えるのかということ、市長はいわゆる議会の中で、その反対の署名について、僕から考えると信じられないような、言葉では「慎重に」あるいは「大切に」、「重く受けとめる」と言いながらも、やはりその言葉の端々には、さほどの数の中身というものは、非常に不信を抱かれるというような種類の発言もしますし、一方ではそういう署名の多くを無視したかのように、私の周りには賛成の声がとてつもなく多く聞こえてくるといような、そういう御発言をなさっておるだけに、それでは実はどうなのかということ住民投票で問うことこそが、市長の正しい市民の声に耳を傾ける姿勢ではなかったのかというふうに思っただけに、この住民投票をいろいろと言いながらも結果的には封殺する側に力を入れてしまった市長に、非常に

失望しておるというのが一つあります。

次に、この文章の中に、そして先ほど来のやり取りの中でも、いわゆる代表民主制、そして議会というのは決定をすべきものだ云々というところで、何でこんな問題がいろいろに出てくるのか全く理解できませんね。市長さんが協定を結んで企業を誘致したいのだと議会に提案したのでしょうか。ところが賛成が得られなかったのでしょうか。そのことに何の疑いがありますか。賛成を得ることができなかったという事実から、次に進むべき道を進むべきが、それをこねくり回してひっくり返して、何かこう、完全に否決されたわけではないというような論理を持ち出してきて、この問題を住民投票を否定し市長選に持っていくというのは、余りにも強引というか、つじつまが合わないというか論理が飛躍しておるというか、まさに私たち庶民の感覚ではとても考えられない、わかりにくい道を選択されているのではないかというふうに思えてならんのですが、いかがですか。

○市長（浜田 博君） それは何度もこれまで言ってきたように、そこから見解が少し違うのかな。私は、わかりにくいからこそわかりやすくするために、あえてこういう状況で、市民の皆さん、企業誘致が間違っているのですか、どうなのですかという判断だけいただきたいという信を問いたいということでございますので、ぜひその辺は、御理解いただけないかもわかりませんが、その主張は変わりません。

○12番（池田康雄君） 住民投票ではなく市長選の方がわかりやすいから、そっちを選択したのだ、こうおっしゃりたいのですね。そうおっしゃっているのだと思います。そのように聞こえました。ですが、市長さん、冷静に、ここから数字が出ますので、集中をお互いしながら考えてみてください。先ほど選管の方から答弁がありました。いいですか。前回の地方選のデータだけれども、市長選プラス市議選の補選をやると5,000万円かかる。住民投票をやると4,000万円かかる。そこで概数1,000万円お金がかかる方を選択するのですね。そして市議の補選をやれば、当然2名の議員がふえるわけですから、そのための経費がまたかかるわけです。住民投票というところでいけば、もう4,000万円ぽっきりで終わるものを、5,000万円プラスアルファの予算を使ってまでそっちの方を選択するというのが、私は別府市の、時に財政が厳しいということを口に出されている市長さんが選択すべきこととは思えないのですが、その点はいかがですか。

○市長（浜田 博君） 私は、お金を使いたいわけではありません。お金がないわけでございます。基本的にこれが議会が可決であれ否決をはっきりしておけば、どちらもしなくて済んだと思います。お金はゼロだったと、私は思います。たとえ審議未了が尊重されて住民投票になっても、それを最初から否決しますということがわかっておれば、私は職をかける必要はなかった。ただ、どうしても4,000万円という税金を使うという方向にいつているわけですから、これは阻止をしたい。住民投票はなじまない。この思いの中でこれを否決するには本当に最後の最後の私の、本当に残念ながら信を問うて比較をせざるを得ない状況に至った。最初からどちらかをやるという気持ちは全くないし、どちらもない方がいいというのは当たり前のことで、それを選択してほしかったというのが本当の気持ちです。

○12番（池田康雄君） 市長さん、おかしいでしょう。4,000万円かかりそうだから、4,000万円の選択をやめて5,000万円プラスアルファの方を選んだというのは、やっぱり非論理ですよ。4,000万円かかりそうだったものを、2,000万円で済むものに変えたというのなら非常にわかりやすい。私は、この選択というのは市長の選択としては非常におかしな選択ではないかというふうに思いますし、もう一つ、市長さん、このことを考えてください。いわゆる住民投票であれば、賛成の方々、反対の方々、いろいろな方々がそれぞれ自分の主張を互いに伝え合いながら、その意見を広めていくという運動で展開されていくわけですが、市長選ということになれば、市長は「お金がない」とおっしゃっていますが、私もあるようにはお見受けできんのですが、それでもやっぱり何千万かの費用を市長

さんは捻出しながら市長選を組み立てていくわけでしょう。市長さんは自分が選択したからそのくらいの金を捻出してつくるのは、それは仕方がない。だけれども、その選択をすることによって、もう1人あるいは2人の、そういうお金を使って出てきなさいということを、あなたはそういう土俵をつくり上げてしまったのですよ。これ、民主的な、金がなくて土俵に上がれないというような仕組みを仕組んで、あなたがこの問題を決着させようとするのは、あなたの今まで生きてきた政治信条とは大きくかけ離れて、金がなければ何もできないのではなく、金があるものがあなたと勝負ができるという場面をつくるというのは、どうしても私の知っておる浜田博と結びつかん。この件についてはどうですか。

○市長（浜田 博君） 何か財政的なものばかりが、こう前面に出ていますので、もうあなたは、私が借金して選挙したというのは一番知っているわけですから、（笑声）お金がないというのは、一番あなたが認めていると思います。またこの借金ができない状況の中で、また借金までして選挙するというのは、あなたが一番言いたいことだろう、そのとおりです。そのためにまた相手に金使って出なさいという、そういう挑戦をしているわけでも何でもありません。金のかからない公選法にのっとった中での精いっぱい選挙を、最低の、お金のかからない中での選挙をしたいというのを、私は間違いなく思っておりますから、金がある人出てこいよ、そういう気持ちは全くありません。金がなくても本当に正々堂々と選挙を戦いましょうという気持ちですから、ぜひその点は、もう余り財政問題で言っても、これは議論がおかしくなりますよ。お願いします。

○12番（池田康雄君） そこが市長、変わったのですね、あなた。あなた、借金してまでしなければいかんという状況があるということを認識しながら、何でその道を選択するのか理解できぬと言っておるのですよ、僕は。そして、それは何か仕組まれたかのように言いますが、あなた自身が選択しておるから私は違和感を感じておるわけですよ。そして、あなたは何も金を使って出てこいとは言わんと言うけれども、市長選というのはそういうものを言うのでしょうか。あなたは、市長選にだれも立つなと言っておるのではないのでしょうか。立てと言っておるのでしょうか。だからそういうようなところが、私は本当に民主主義のあり方をしっかりと念頭に置きながら政治活動をしてきたあなたが、何でその道を選択されんのかというのが全く理解ができないということを伝えておきましょう。

それから、先ほどもちょっと出てきましたが、僕に対してもそのようにおっしゃるのならおっしゃってください。楠港を12年間なり放置してきた。そして、今これをやめたら、このままずっと何もせんでいいのですかという論理を盛んに繰り返し使われておりますが、今まで放置してきた。これは市有地ですから、別府市行政が放置してきたのですね。それを今回の問題を契機にいろいろあそこはどう活用されることがいいことなのかという議論が、今まさに起こってきているわけですから、これがとまったら、イコールこのまま放置させるということにはなっていないかでしょう。そう考えるのが当たり前ではないですか。そして、それならおまえだったら有効利用をどうするか云々とおっしゃったけれども、当然、僕だったらそのプロセスを大事にして、どうあることが一番別府市の楠港の有効活用としてよろしいのでしょうか。国際観光温泉文化都市の市街地の空き地がどのように活用されるのが一番望ましいのですかという、そのプロセスを大事にしますよ。それをしないで公募した。だから、おかしいのでしょうか。だから問題があるのでしょうか。その問題を引き起こしたのは何なのか、どこにあるのかというところを飛ばしてしまって、今まで放置してきた、これからも放置していいのかという、この、だれが考えたかわからないとぼけた論理というのか、おかしい論理を何遍繰り返すのですか。だれが、このまま放置せよと言っておるのですか。だれも言っていないではないですか。どうしてこの問題をストップする、この企業誘致をストップしたら、このまま放置するというそういう言い方をなさるのですか。その点について教えてください。

○助役（大塚利男君） この件についても過ぐる議会で御説明したところでございますが、今回の公募に当たっては、中心市街地活性化基本計画、あそこの楠港跡地、埋め立てるときからいろいろな目的を持って、どういう目的を持ってということで埋め立てをし、それから中心市街地活性化基本計画などを策定いたしまして、その中で中心市街地活性化策定委員さんなどをお願いいたしまして、楠港跡地をどのような開発をするのか、そういった位置づけをしていただいて、これをもとに公募したわけでございますので、これを市民の皆様にお諮りせぬまま公募したということでございますが、確かに一般公募と、この活用についてはいたしておりませんが、そういった経過をもって私ども、企業誘致を進めておりますので、そのところを、この前からも御説明しておりますので、御理解願いたいと思っております。

○12番（池田康雄君） 僕は、きょう、持ち出すつもりはなかったのですよ、平成12年中心市街地活性化基本計画。助役さんがそれをおっしゃるのなら、そして、「先ほど来」とか、「前々回からずっと説明しておる」と言うけれども、それなら同じ説明を僕も繰り返しますよ。中心市街地活性化基本計画は、楠港の活用は別府市と民間とが主体となって事業展開するということでしょう。そうすると、楠港をある企業に丸投げするというのが、中心市街地活性化基本計画の中にはないでしょうが。違うのですか。

○助役（大塚利男君） 基本計画の中には別府市という位置づけもいたしておりますが、これは中心市街地活性化法の中では、インフラ整備については公共団体、そういったことが位置づけられておりましたので、具体的な進出計画が出てみないとインフラ整備の部分もわかりません。そういったことから、この楠港の開発の中には市のことも明記させていただいているところでございます。これは、るる説明したつもりでございます。

○12番（池田康雄君） 説明したけれども、その説明を私は詭弁だというふうに申し上げたでしょう。インフラ云々、主体というのはそういうことを指すのではないということはずでに申し上げておりますので、繰り返しません、きょうは。そういう詭弁を弄して物事を進めていかなければならないのはなぜなのかということは、すでにもう一般質問でも述べました。ただ、あなたが中心市街地活性化基本計画を持ち出したから、中心市街地の活性化基本計画とはずれておる。だから、多くの中心市街地活性化基本計画に携わった人たちも反対、おかしい、もう一回再考してよというふうに動いているのではないですか。

それから最後に、この文章はおかしいというか、論理が矛盾しておるし、論理が飛躍しておるし非常に、とりわけ身勝手な独善的な表現を使っておるその最たるものをしっかりと指摘し、今後そのようなことのないようにしてほしいということでね……。

意見書の中に、こうあります。先ほど先輩議員も指摘しましたけれども、「楠港埋立地への企業誘致を契機として往時のにぎわいを取り戻すことによって中心市街地の活性化を図り、ひいては別府市の地域再生を図ることは、本市にとって最優先して取り組むべき重要な政策課題の一つであります」と書いてありますね。これ、さあっと見てしまうと、一見日本語になっておる。しかし、これは明らかに身勝手な表現ですよ。この「楠港跡地への企業誘致を契機として往時のにぎわいを取り戻すこと」が課題ではないのです。楠港埋立地へ、あるいは埋立地をどのように有効活用するかというのが重要な政策課題なのです。それをどのように有効活用するのがいいのかという吟味を吹っ飛ばしてしまって、公募という民主的なルールというようなことを、いわゆるにしきの御旗にして今回の企業誘致を進めてきた。この最初のボタンのかけ違いが、今日までこのような市を二分するような状況を生み住民投票を誘発してしまったわけでありまして、実に、こういう状況をつくってしまった市の執行部のあり方に対して強い憤りを表明して、私の議案質疑を終わります。

○7番（猿渡久子君） 市長の意見書について、質疑をしていきたいと思います。

先ほどからの質疑の答弁で、住民投票は説明責任が果たせないというのがデメリットだというふうな答弁がありました。また市長の答弁の中でも、議会を大事にしている、代表民主

制としての議会を大事にしている、住民の目線を大事にするからこそ、わかりやすくするためには市長選挙だというふうな答弁もありました。説明責任が住民投票では十分に果たせないけれども、議会に対してなら説明責任が十分果たせるというふうなことを言われたと思うのですね。

しかし、先ほどからの質疑を聞いておりまして、私はこの議会の答弁でも十分な説明責任が果たしているとは思えないのです。先ほどから24番議員さんや先輩議員さんたちが問題にしていますけれども、意見書の中で、「楠港埋立地への企業誘致を契機として往時のにぎわいを取り戻すことによって中心市街地の活性化を図り、ひいては別府市の地域再生を図ることは、本市にとって最優先して取り組むべき重要な政策課題の一つであります」と、この点に関して具体的に活性化を図ることができるのだという根拠を示せという質問がありましたよね。それに対して、るる答弁がありました。しかし、その説明が、私は聞いていなくても、希望的観測の域を出ていないというふうに思います。市長が希望を語っているだけではないですか。本当にこういう根拠があるなら、それを根拠として、「以上の理由により私は本条例の制定の必要はないものと考えております」というふうに言うからには、具体的なデータや根拠を示さないと説明責任を果たしたと言えないのではないのでしょうか。先ほど答弁があったこと以上に活性化をするという具体的な根拠があるのなら、示してください。

○助役（大塚利男君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○7番（猿渡久子君） 市民を納得させるだけの、具体的な根拠はないということですよ。住民投票に対して説明責任が果たせないから、議会では十分に説明責任が果たせる云々といったことと矛盾するではないですか。私は、そういうふうに思います。

私は先日、4月3日だったのですが、佐世保に視察に行ってきました。佐世保の相浦という地域に、イオンの進出の話があったわけですね。この佐世保市は、3月31日現在、また重ねた合併をしまして25万8,000人という人口になったのですが、17年度の段階では25万人余りの人口です。そのうち推進の署名簿が約11万、反対の署名簿が5万2,000提出をされたそうです。その後、光武頭市長は先般の3月1日の議会開会の冒頭に行政報告という形で、イオン進出予定地の農用地の変更をしないということを言明しました。事実上イオン進出を中止に追い込んだ、大型商業施設の進出は許さないという判断を市長が下したのです。宇佐市でも、同じような判断をされて農用地の変更をしないということでの市長が英断をして、大型商業施設誘致をしないという方向性を決めました。

この市長の行政報告、3月1日に行われました行政報告が、この私の手元にありますけれども、中心は農振地域の変更ができるかどうかということを問題にして判断をしたわけですね。四つのガイドラインの項目がありまして、その四つの項目に照らして判断をしたときに変更はできないというふうな判断をしたということでもあります。その後に市長がこういうふうに言っています。「私としまして、先ほども申し上げましたが、この大型店が進出した場合にどのような問題が生じてくるのかについて公聴委員会を設置し、並びに市民意見を募集しました。公聴委員会におかれましては、環境・交通・農地・農業・商業・教育・雇用・まちづくりなどについて意見をいただき参考にさせていただきました」。こういう形で市民意見をホームページで幅広く募集をしたり、また公聴委員会を設置したりして、この佐世保市長は幅広く市民の意見を聞く、賛否の数というよりもさまざまな市民の意見を聞きたいということでこういう対応をとっています。私は、このような佐世保市長の市民の意見を聞くという姿勢が非常に大事だと思うのです。

交通渋滞の問題に関してもこのように言っています。「相当の交通渋滞の発生が予想され、そのような状況下での火災などの災害が起こった場合に、緊急車両の出動への影響等が考えられ、市民の生命と財産を守る市長の立場としては強く懸念を抱いたところであります」、こういうふうにも言っています。

私は、こういう佐世保の状況を学びまして、やはりこのように市民の意見をしっかりと聞くという姿勢が大事だというふうに強く感じました。そして、現状を変えることに対する反対の意見が5万あったということを、市長が非常に重視をして、農業地域を守る、大型店の進出を許さないというふうな判断をしたということは、市長の大変な英断だなというふうに思いました。

市長は、住民投票がこういう企業誘致になじまないということを言っていますが、私は、7万3,000という署名が提出をされたという経過があり、大変多くの再考を求める声があったという事実を真摯に受けとめて、3月の議会に提案すべきでないということをずっと申し上げてきましたけれども、その時点で、もう市長が断念をするということをしておけば、住民投票も必要なかったと思うのですね。しかし、この期に及んではやはり住民投票を行って、その判断を市民に仰いで、住民投票の結果を重視すべきだと思います。先ほどから、市民を巻き込みたくないと思うというふうなことを市長が答弁の中で言われていますけれども、市長選の方がもっと市民を巻き込むことになるのではないのでしょうか。市民が3,000を超える署名を添えて住民投票の請求がなされたわけです。住民投票は、市民が「やってくれ」ということを要求して、実施の方向にいき、きょう、こういう形で提案をされているわけですが、「市長選をやってくれ」と言った市民がいますでしょうか。そういう声は、私は聞いていません。そういう中で市長選――巻き込みたくないというふうに言うけれども、市長選の方がさらに市民を巻き込むことになるのではないのでしょうか。その点はどのように考えますか。

○議長（永井 正君） 休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（永井 正君） 再開いたします。

あらかじめ傍聴の方々に申し上げます。

傍聴席での拍手及び私語は、傍聴規則によって禁じられておりますので、御承知を願います。

○観光経済部長（阿南俊晴君） お答えいたします。

佐世保市の大型店出店問題につきましては、私どもも十分把握をさせていただいております。佐世保市におきましては、農業振興の地域計画、こういう部分もあるように聞いておりますし、別府市と市の状況等も異なっているという部分もございます。午前中の各議員さんの質問にもお答えをいたしましたように、市長の意見書で述べております。住民投票との整合性を慎重に検討したとき、住民投票によってその賛否を問うべき事柄ではないということで判断をさせていただいたものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○7番（猿渡久子君） 先ほどの私の質問は、市長選の方がもっと市民を巻き込むのではないのでしょうか、その点についてはどう考えますかという質問だったのですが、その点について答弁がなかったようですが、どうでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほど議員の御質問の中に、佐世保市の事例を出されました。そのことから「市長選の方が」ということに結びつけたようにありますが、佐世保市の例は地域性、農振地域でもありますし、郊外でもありますし、いろんな問題で地域なり歴史、全く違いますから、その市長の政治判断ということについては、ちゃんと情報は得ておりますが、今ここで企業進出を私が撤退をすれば、いい政治判断だというあなたのお考えと、また推進派から見ればそれがどうなのかといった問題もあります。これは、私独自の政治判断であるというふうには考えております。ただ、その選挙に対しても私が好んでしているわけではないというのは、先ほど来お話をしております。そのことから住民投票が、現時点で株式会社イズミが選ばれた以上、

これは企業の選別に当たるではないか、このことで住民投票はなじまない。説明責任の問題は、議会に一生懸命説明をしてきたつもりでございますが、本件を示さないとかいろいろ指摘をいただいて十分に御理解をいただいてない。そして結果的に審議をしていただけなかった。審議未了という、私の説明責任があるかもわかりませんが、それ以上に市民が住民投票にいくということは、市民に説明責任といいますか、議会にさえ私ができなかったことを住民に十分な資料提供も含めてできることではない。それを住民に任せる、巻き込むということとはできないのだという思いから、自分の信を問う、わかりやすくそういう思いで企業開発、公募までしてやってきたこのことの行政ルールに対してどうなのでしょうかと、この信を問うというわかりやすい私は選択をした。だから住民を巻き込もうとか、そういう思いは全くないということでございます。

そしてまた、先ほど来10番議員からもはっきりと私の市政に失望した、堂々と市長選を戦うという御指摘なり声明がありましたから、これを私は真摯に受けとめておりますので、これ以上答弁してもかみ合わない、このことを申し上げて、終わりたいと思います。

○7番（猿渡久子君） 私は、住民投票よりもさらに市長選の方が市民を巻き込むということになってしまうというふうに考えます。議会にでさえ十分に説明責任を果たせない、そういうものを実行することはできない、可決することはできないという判断を3月の議会で下したわけです。

専門家から住民投票について、「特定の重要問題での住民投票は、長や議員の選挙に比べ住民の意思をより正確に示すことが多い」、こういうふうにも言われております。そういう点で私は住民投票を実施して、住民投票で市民の判断を仰ぎ、その判断に従うべきというふうに考えます。住民投票から市長は逃げるべきではないというふうに考えます。そのことを重ねて申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（永井 正君） ほかに質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（17番・高橋美智子君登壇）

○17番（高橋美智子君） 別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

まず最初に、議案質疑をいたしましたように、名指しの一企業誘致にかかわる件につきまして、本条例がそぐわないということについて、さきの執行部の弁も了とします。

私の調べたところによりますと、1995年以降2002年までの148件、これは直接請求は102件、それから議員提案が27件、首長提案が19件、これが可決された件数につきましては、直接請求は9件で、102件の9件ですから、約9%しか可決されておられません。この直接請求は大変可決率が低いということがわかるわけですが、今までの事例からしても首長提案の80%近くのもの通っております。

この条例制定の実施は、先ほども出ましたように、常設型を除くと1990年までは原発関係を中心として産廃関係、国の公共事業関係、安保関係といったもので、2002年から2004年はほとんど市町村の合併後の関係のものが大半でした。本件のように一企業誘致について、このようなものはほとんど見当たりませんでした。一企業の名前を出しての賛否を問う住民投票に、今後問題が発生するおそれがないのか配慮すべきだと私は思っております。

それから2番目に、議案提案者の条例制定請求代表者の意見を聞かれませんので、どんなお考えかが正確に把握することができないまま、私自身の想定範囲内の疑問に思うこと

を述べます。

この条例の提案の趣旨を読みますと、「目的。第1条、この条例は、別府市有地の楠港跡地へ計画されている大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）の誘致に当たって、市民の賛否の意思を明らかにし、もって、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする」というふうになっております。最後の方の、「もって、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的」ということは、市政は健全でないから住民投票で問う、そういうことになっております。この議会はだめだということでの住民投票ということになりますので、代表民主制が補完の役としての機能の議決機関の市議会が権利と責任を放棄し、審議未了とした、そういうわけですから、議会では審議できないので、それを住民投票で市民にしていた、という経過になったことについて、この条例を決することは、議会制民主主義の否定と私はとらえております。この姿勢を問われているわけですから、私たちはみずから自分の考えを述べ、審議を尽くすこと、それから私たち議員は、大いにこの審議未了についての責任を感じなければならないと思います。大いに反省すべきであると思います。

そして、もう一つの問題は本条例案について報道されている範囲において、提案者は市を二分することがないよう、中立性のためという意図があるようですが、これは投票では丸・カケの二分する結果であり、中立という趣旨のものは条例には生かされないのではないかと思います。これは提案者の意図を尋ねることができないので、ここでは割愛しますが、提案者の思いとは逆に一層混乱するのではないかとということです。

次に条例文について、これは1997年、別府市における立命館アジア太平洋大学への市有地の無償譲渡についての住民投票に関する条例とほとんど似ております。これは2002年の法改正前の初期の条例案をモデルにしたものであると思います。せっかくこういう新しいものをもしするならば、設定するなら新しい条例をしたい、そういうふうに思いますし、また先ほど平野議員からも出ておりましたように、住民投票制度という形はいろいろな複雑なものがあります。いい形で導入することを考えるべきだと思います。

まず、常設型住民投票条例、広島とか高浜市の例がございますが、じっくり取り組んで研究すべきであろうと思います。条例だから、むしろ慎重にすべきだというふうに思います。あくまでも住民投票条例は、制度として大事につくっておくべきだと思います。まずい使われ方をして、制度の評価が下がることはしてほしくない。これが使われるのは「伝家の宝刀」といいますか、最後にどうしても、ここで住民の意思を聞いて決着をつけるという成熟した状況下で使うべきだと思います。

以上まとめますと、一つ、一企業の名指しの企業誘致について住民投票条例は問題があるということであります。それから2番目に、議会制民主主義の否定になりはしないか。3番目、提案者の趣旨とは違う、市民が一層、二分された混乱した状況になるのではないかとという危惧です。4番目に、せっかく新しい条例案をつくるのだから、もう少しいいものをしてらどうか。その4点によりまして、本件について反対をいたします。以上です。（拍手）

（7番・猿渡久子君登壇）

○7番（猿渡久子君） 議第47号について、日本共産党議員団を代表して賛成の立場から討論を行います。

私たち日本共産党議員団は、楠港跡地へのイズミ誘致については、一貫して白紙撤回をすべきと主張をしてきました。また、今は楠港跡地の活用策を含めたまちづくりについて大いに議論すべきときだ、50年、100年先を見越して、どんなまち、どんな観光を目指すのかを議論し合い、その中で楠港跡地の利用方法を考え合うことが大事だと主張してまいりました。

市長は、企業誘致は住民投票になじまないと言っていますが、7万3,000を超える再考を求める署名が提出され、非常に多くの再考を求める市民の声があることは明白な事実で

あり、市長はこの市民の声を真摯に受けとめ、株式会社イズミの大型商業施設誘致を断念すべきだったと考えます。

しかし、到底大方の合意が得られたとは言えない状況にもかかわらず、3月議会に提案するなど強行に誘致しようとしています。このような態度は、市民の目線に立つ、市民と協働のまちづくりという市長の公約に反する態度だと言わざるを得ません。市民の中から住民投票の請求があり、この期に及んでは住民投票で市民の判断を仰ぎ、その結果に従うべきです。

市長から辞職願が提出されていますが、「なぜ市長選なのか」という声が多く市民から聞かれます。このことから、市長選挙で企業誘致を争点に戦うという市長のやり方は、市民の目線とかけ離れたものであると言えます。市長選挙というやり方は、住民投票つぶしのための策略的なもので、議論のすり替えです。市長選挙では、4年間の市政をどうするのか、今後の市政をどうするのか、市政全般についての態度が問われることになります。楠港跡地へのイズミ誘致に関する市民の考えを問うためには、住民投票を行うべきです。専門家からも、特定の重要問題での住民投票は、長や議員の選挙の場合に比べ住民の意思をより正確に示すことが多いと言われてしています。市長は住民投票条例が可決された場合は辞職願を撤回すると言っており、住民投票と市長選のダブル選挙になることはありません。我々議会は、3月17日の3月議会最終日に住民投票を実施し、市民の判断を仰ぐべきという考えから、イズミ立地協定議案を廃案にしました。その経過から考えても、住民投票で市民の判断を仰ぐべきと考えます。

議員の皆さんの御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（永井 正君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の議第47号については、委員会付託を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の議第47号については委員会付託を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第47号別府市有地「楠港跡地」への大型商業施設・株式会社イズミ（ゆめタウン別府）誘致についての住民投票に関する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。（拍手）

次に、日程第3により議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、4番国実久夫君、19番山本一成君の両名を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、両名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

（議案配付）

○議長（永井 正君） 去る4月4日の本会議終了後、市長浜田博君から議長に対し、平成18年4月10日付をもって退職したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました、市長の退職期日に関する同意についてを日程に追加

し議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお手元に配付いたしました市長の退職期日に関する同意についてを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

市長浜田博君が平成18年4月10日付をもって退職することに同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は同意を与えることに決定いたしました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。ここで、ただいま4月10日付をもって退職することに同意を与えました市長浜田博君から、ごあいさつがありますので、お願いいたします。

○市長（浜田 博君） 自席から失礼をいたしますが、お許しをいただきまして、一言辞職のごあいさつをさせていただきます。

ただいまは私の辞職の申し出に対しまして、別府市議会の御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

私は、平成15年の4月30日に第24代の別府市長に就任をさせていただいて以来、3年間にわたりまして議員各位、市民の皆様方の温かい御支援と御指導を賜り別府市政を担当させていただきました。

この間、市政の舵取り役として、観光の再生、地域の再生さらには行財政改革を推進しながら、市民が主役のまちづくり、元気な別府、動く別府、一生懸命全力投球をしてまいりました。これも、ひとえに議員各位の御支持のおかげであり、この場をお借りいたしまして心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

一方、私自身、本市の最重要課題の一つである、およそ13年もの間未解決となっている中心市街地活性化と地域再生のための楠港埋立地への企業誘致に全力に取り組んできたわけですが、誘致に反対をされる市民の方々の署名活動による署名簿も提出もいただきました。また、さきの3月市議会定例会に上程させていただきました複合商業施設の立地に関する協定についての議案が審議未了となりまして廃案に至りましたことは、痛恨の極みであると同時に、私自身不徳のいたすところでございます。

さらには、市を二分する状況を憂慮する方々からは、住民投票条例制定の直接請求がなされ、この市議会臨時会の開会に至った次第であります。

私は、市長の意見書で企業誘致のような経済問題は、住民投票によってその賛否を住民に問うべき事柄ではないと述べさせていただきましたが、先ほどは議員各位の現在の状況を踏まえられた慎重かつ適切な御判断がなされましたことに対し、心から厚く感謝申し上げる次第であります。

今般、その楠港埋立地への企業誘致に関し、私が民意を問うことこそが最もわかりやすい政治のあり方であり、私自身のとるべき最善の方法と判断し、今後執行される市長選挙に再度立候補することといたしました。

私は、今日の市を二分する状況を憂慮する方々が、住民投票条例制定の直接請求のため署名された意思を重く受けとめ尊重した上で、私自身がその意思を引き継ぐべきものであると考えたわけでございます。現在進めている観光の再生、ONSENツーリズムのまちづくりは今まさに緒についたばかりでございます。楠港埋立地への企業誘致は何としてもやり遂げなければならない最重要課題であり、私に課せられた使命であると今でも考えております。

私は、この後執行される次期市長選挙で、市民の皆様方の信託をもし得られるとするならば、残りの任期をこれからも全力を尽くして取り組み、輝く別府に邁進してまいりたい、その覚悟でございます。

これまでの議員並びに関係各位から賜りました御厚情に対しまして、衷心より深く感謝の意をあらわし、謝辞のまた辞職のごあいさつにかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

以上で、平成１８年第１回市議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成１８年第１回市議会臨時会を閉会いたします。

午後１時２６分 閉会